

**国分寺市おもてなし・地域交流施設
管理運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 10 月 31 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市教育委員会 教育部 ふるさと文化財課 文化財保護係 担当: 渡邊

住所: 〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番 18 号

電話: 042-312-8682(直通)

FAX: 042-325-1380(代表)

E-mail: bunkazai@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運営業務委託

(2) 事業目的

史跡来訪者の拠点として、史跡の総合案内や休憩等の便益を図り、来訪者のおもてなしと地域交流を促進する。また、史跡にかかる展示や市が刊行する書籍の販売を行い、史跡武蔵国分寺跡等に対する理解を深める。

(3) 業務内容

おもてなし・地域交流施設（史跡の駅）において、史跡の総合案内や休憩等の便益を図り、来訪者のおもてなしと地域交流を促進する。また、史跡にかかる展示や市が刊行する書籍の販売を行い、史跡武蔵国分寺跡等に対する理解を深める事業を行う。

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

ただし、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(6) 履行場所

施設名	所在地
おもてなし・地域交流施設（史跡の駅）	国分寺市西元町一丁目 13 番 6 号

(7) 委託料上限額

38,050 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】 令和 7 年度 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 7,610 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 7,610 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度 7,610 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 11 年度 7,610 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 12 年度 7,610 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約予定額を示すものではなく、提案は上記委託料上限額及び各年度の内訳上限額を超えてはならない。

(8) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

2 スケジュール等

(1) スケジュール

事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	実施要領等の公表	令和 7 年 10 月 31 日（金）から 令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時まで
2	実施要領等の配布	令和 7 年 10 月 31 日（金）から 令和 7 年 11 月 19 日（水）まで（閉庁日 を除く。） 配布時刻：午前 9 時から正午まで及び午 後 1 時から午後 5 時まで
3	質問受付	令和 7 年 10 月 31 日（金）から 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで
4	質問回答期限	令和 7 年 11 月 11 日（火）
5	申込書・企画提案書等受付	令和 7 年 10 月 31 日（金）から 令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時まで
6	第一次審査（書類審査）	令和 7 年 12 月 9 日（火）
7	第一次審査結果通知	令和 7 年 12 月 11 日（木）
8	第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 1 月 13 日（火）
9	第二次審査結果通知	令和 8 年 1 月 20 日（火）
10	優先交渉権者との協議（提案内容を踏ま えた仕様書の最終調整）	令和 8 年 1 月 27 日（火）から 令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
11	契約締結	令和 8 年 2 月 16 日（月）

(2) 導入事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	事業者との引継ぎ	契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）
2	業務開始	令和8年4月1日（水）

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ及び東京電子自治体共同運営協議会の電子調達サービスシステム上で提案事業者の募集情報を公表する。

(2) 募集期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月19日（水）午後5時まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。なお、以下の要件を1つでも満たしていない場合は、審査しない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当していないこと。
- ② 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第7号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

5 実施要領の配布と提出書類

(1) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 19 日（水）まで
（閉庁日を除く。）

配布時刻：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 配布場所

〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号

国分寺市教育委員会 教育部 ふるさと文化財課

※国分寺市役所ホームページからもダウンロード可

国分寺市役所ホームページ>発注・入札>プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】>国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運營業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

(2) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類について、指定された部数を提出期限までに提出すること。なお、提出書類に不備がある場合には、審査しないので留意すること。

■第一次審査書類として提出するもの

書類名称	様式	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式第 1 号	1 部
企画提案書	様式第 3 号	正 1 部、副 13 部
事業者概要	様式第 4 号	1 部
契約実績届出書	様式第 5 号	1 部
見積書	様式第 7 号	1 部

直近の法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書	—	1 部
直近の法人税の納税証明書（その 1）	—	1 部
直近の消費税及び地方消費税の納税証明書（その 1）	—	正 1 部

※企画提案書の副本については事業者名を一切記載しないこと。

(3) 提出書類の留意事項

① 企画提案書（様式第 3 号）

企画提案書(様式第 3 号)を表紙とし、以下の項目立てに基づき作成すること。

【提案内容】

ア 会社概要

- a 企業理念・業務内容
- b 受託への熱意・意欲・特色

イ 業務運営体制

ウ 遂行能力

- a 従事者の配置と体制
- b サービス体制

エ 管理体制・サポート体制

- a 従業員の服務状況の把握・労務管理
- b 業務全般の課題等に対する調整・対応能力・検証及び改善
- c 危機管理

オ 法令の遵守及び利用者情報の取扱い

- a 法令遵守
- b 個人情報の取扱いに対する考え方

カ 接遇及び接客対応

- a 研修等
- b 意見及び要望への対応

キ 自主事業などの提案

- a 自主事業の事業内容

【仕様】

- ・ A 4 版両面印刷 文字方向：横書き 用紙方向：縦使い
- ・ 文字サイズ：10.5 ポイント以上（注意書きを除く。）
- ・ 表紙を除き 4 ページを限度とし、ページを付番、左綴じで製本すること。

② 契約実績届出書（様式第 5 号）

令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、地方公共団体で類似の業務を受託した全ての実績を受託金額の高い順に記載すること。

③ 見積書（様式第 7 号）

仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市委託契約約款を含む。）を基に積算し提出すること。ただし、委託料上限額及び各年度の内訳上限額を超えてはならない。

(4) 提出上の留意事項

- ① 提出様式は、本実施要領に定める様式によるものとし、これに合致しないものは審査しない。
- ② 企画提案書を受け付けた後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求めることがある。
- ③ 規格提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 提出書類等は、選考に関する目的以外に使用しない。
- ⑤ 提出書類等は、選定の作業に必要な範囲で、複製することがある。
- ⑥ 企画提案書は、提出した参加者に了解を得たうえで、公表することがある。
- ⑦ 提出された提案書類等の返却は行わない。
- ⑧ 書類提出後に参加を辞退する際は、参加辞退届を提出すること。（様式第 2 号）

(5) 受付場所（事務局）

東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号

教育委員会 教育部 ふるさと文化財課

(6) 受付期限

令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時まで

(7) 提出方法

郵送（上記提出期限までの消印有効）又は宅配便（上記提出期限の午後 5 時まで必着）のみとし、持参によるものは受け付けない。

6 質問・回答

(1) 質問書の受付

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式第 6 号）により提出すること。電話での質問は受け付けない。

なお、実施要領に記載された事項及び質問受付期間外の質問は受け付けない。

(2) 提出方法

事務局へ E-mail により行うものとする。

E-mail の送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス : bunkazai@city.kokubunji.tokyo.jp
--

(3) 受付期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 11 日（火）を目途に国分寺市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称は、掲載しない。

※国分寺市役所ホームページ＞発注・入札＞プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】＞国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運營業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

7 審査方法及び選定結果の発表

(1) 審査選定方法

庁内に設置する「国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運營業務委託事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において、実績及び提案内容等を総合的に審査し、優先交渉権者及び次席交渉権者を選定する。

第一次審査として企画提案書等による書類審査、第二次審査としてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。審査内容は、非公開とする。

① 第一次審査

第一次審査では、参加者が提出した企画提案書等により、委員会の委員が評価する。なお、参加資格の要件を1つでも満たしていない場合は、審査しない。選定結果は、参加者全てに対して事務局から令和7年12月11日（木）（予定）に様式第8号で通知する。

- ア 委員は、各参加者の評価を行い、評価点を算出する。
- イ 参加者ごとに各委員の評価点の中から、最高点と最低点を付けた委員各1人の評価点を除外し、他の委員の平均点を算出する。
- ウ イで算出した平均点の最上位の者から第3位の者までを第一次審査通過事業者（第二次審査対象となる者）として選定する。ただし、当該平均点が配点の7割に満たない者は除外する。なお、同点が複数いる場合は、価格評価の高い事業者を選定する。なおも、同点が複数いる場合は、委員会の決定によるものとする。

② 第二次審査

第二次審査では、プレゼンテーション・ヒアリングにより、委員が評価する。

プレゼンテーション・ヒアリングの実施日は令和8年1月13日（火）を予定しており、場所や時間については対象者に対し別途通知する。なお、第二次審査参加者が1者の場合であっても、審査は実施する。

選定結果は、第二次審査参加者全てに対して事務局から令和8年1月20日（火）（予定）に様式第9号で通知する。

- ア 委員は、各参加者の評価を行い、評価点を付する。
- イ 参加者ごとに各委員の評価点の中から、最高点と最低点を付けた委員各1人の評価点を除外し、他の委員の平均点を算出する。
- ウ 参加者ごとに第一次審査の平均点（①イ）とイで算出した平均点を合計し、最高点を得ており、かつ、7割以上の評価点を得た1事業者を優先交渉権者として、また、次点となり、かつ、7割以上の評価点を得た1事業者を次席交渉権者として選定する。なお、同点が複数いる場合は、価格評価の高い事業者を選定する。なおも、同点が複数いる場合は、委員会の決定によるものとする。

③ 審査結果に対する説明要求

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意

様式)により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・受付期限 結果通知日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）
- ・受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ・受付場所 事務局へ持参提出のこと。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 第一次審査通過者は企画提案書を基にプレゼンテーション（15分以内）を行い、委員がヒアリング（15分程度）を行う。
- ② 説明を行う者は、本業務を担当する営業所等の職員、配置を予定する業務責任者又は同等の経験・資格等を有する者を含めた4人以内（プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器の準備及び操作をする者も含む。）とする。
- ③ プレゼンテーション当日の資料配布は認めない。
- ④ プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意したものを使用する。機器の準備に要する時間は、5分以内とする。
- ⑤ 説明を行う者は、常に事業者名が判明しないように留意し、事業者名が特定できるような表現の使用や被服、バッジ等を着用してはならない。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書の受付順とし、同日同時に受け付けた場合は、事業者名の五十音順とする。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 参加資格を満たしていない者
- ② 提出書類等において、本プロポーザルに関して虚偽の記載が判明した者
- ③ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ④ 提出書類（正本は除く。）やプレゼンテーション等において、事業者名を特定できるようにした者
- ⑤ プレゼンテーションにおいて、指定された時刻に遅れた者
- ⑥ 委員又は事務局関係者と本プロポーザルに関し接触を求めた者
- ⑦ 参加資格を満たさなくなった者
- ⑧ 委員会が不適格と認めた者

8 審査項目

【第一次審査】

評 価 項 目		評 価 の 観 点
事業者実績	① 地方公共団体での類似業務の受託実績	・令和3年度から令和7年度における地方公共団体での類似業務の受託実績。
提案内容	② 業務運営体制 受託への熱意・意欲	・国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運営業務に対する事業者の姿勢が明確であるか。 ・提案内容に受託への熱意・意欲があり優れているか。
	③ 業務の遂行能力	・管理体制が具体的に示されているか。 ・業務責任者・副責任者の基準等（経験年数・社内規定等）は明確か。 ・従業員のローテーション体制及び繁忙時などのサポート体制について具体的な提案がなされているか。 ・従業員の勤務構成において常勤者体制の配慮がなされているか。 ・従業員が休暇等で欠けた時の代替従業員等の配置体制が整っているか。
	④ 管理体制・サポート体制	・サービス管理・定期健康診断等を適切に行っているか。 ・従業員数及び配置計画等は適切であるか。 ・契約から業務開始までの準備が計画的に行われるか。 ・業務全般の課題に対して、迅速に調整・対応ができるか。 ・事故、天災等における利用者の怪我や救命及び避難誘導等対応が明確に提案されているか。

	⑤ 法令遵守及び利用者情報 の取扱い	・国分寺市文化財展示施設条例及び同条例施行規則等について理解があり、その遵守において具体的な提案がなされているか。 ・個人情報保護についての基本的な理解があり、その保護における具体的な方策（研修等の実施）の提案がなされているか。
	⑥ 接遇及び接客対応	・丁寧な言葉づかい等の接遇サービスの提供について具体的な提案がなされているか。 ・意見及び要望への対応について具体的な方策が示されているか。
	⑦ 自主事業などの提案	・施設の設置目的に沿った具体的な提案がなされているか。
価格評価	⑧ 見積価格	・提案上限額の範囲内であるか。

【第二次審査】

評 価 項 目		評 価 の 観 点
プレゼンテーション・ヒアリング	① 国分寺市おもてなし・地域交流施設管理運営業務の理解度	・国分寺市おもてなし・地域交流事業を理解し、提案を行っているか。
	② 業務受託意欲	・受託への熱意・意欲があり、他者に比べ、優れているか。
	③ 企画提案の独自性	・他者と比較し、優れた提案がなされているか。

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れ

国分寺市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

国分寺市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合には、契約締結を行わないこととし、次席交渉権者と契約締結の交渉を行う。

④ その他

委託契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

① 審査結果についての異議申し立ては認めない。

② 国分寺市が提供した資料は、国分寺市の了解なく公表及び使用することはできない。

③ 申込書受付以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第2号により辞退の申し出を行うこと。

④ 本プロポーザルに要した一切の費用は、参加者の負担とする。